

〈米内海相の「全然」〉に因る混乱

——戦後の社説を資料として規範意識にもふれる——

梅林 博人

一、はじめに

副詞「全然」については、研究の進展によって、《明治から昭和戦前には、「残るところなく」「すべてにわたって」「ことごとく」「すっかり」「全部」といった十全性を表す①④のような肯定呼応の用法が行われていた》という状況が、今日、周知のこととなった。¹⁾

①腹の中の屈託は全然飯と肉に集中してゐるらしかった（『それから』（1909）〈夏目漱石〉一五）

②彼は戦争をすることなどは全然秘密にしてゐた（『櫓』（1927）〈黒島伝治〉二）

③父が姉を全然私達の気持とは遠い実業家の家庭へ嫁がせた事を、私は今でも不思議に思つてゐる。（『晩年の父』（1936）〈小堀杏奴〉思出）

④勿論「舞姫」に書いてある事は殆ど事実では無く、其の人が子供を生んだ事も狂気になつた事も全然創作である。（『晩年の父』（1936）〈小堀杏奴〉母から聞いた話）

ただ、こうした用法が明らかになることで、筆者には、戦前の用例は、戦後、果たして適切に解釈されていたのだろうかという疑問が生じていた。なぜなら、すでに新野（二〇一一）が指摘しているように、研究が今日ほど進展していなかった昭和戦後期には、「全然彼女には冷淡だった」（芥川『年末の一日』）が宮内（一九六一）によって誤用視されたり、①④と同類と目される「この表紙はここで全然つけました」「全然校正の見落とし」が雑誌『言語生活』「耳」33（一九五四年六月）で問題視されたりしていたからである（新野（二〇一一）一四二

ページ、二〇七―二一〇ページ）。

専門的な見地からでさえ誤解が生じていたのであるから、一般においてもやはり誤解や混乱が生じていたのではないだろうか、長らく疑問を抱いていたのである。

今回、この疑問を考えるに適した社説を昭和四十八年の読売新聞に見出すことが出来たので―そこには昭和十三年の〈米内海相の「全然」〉に因る混乱が記されている―、拙稿ではこの社説の解説を通して、この長らくの疑問を考えてみることにしたい。

手順として、まず次章で資料となる社説の全文を引用し、次いで、どのような語法的解釈（誤解）が社説で行われていたのかを確認しつつ、筆者自身の疑問を考察してみたい。

二、社説「昭和史の天皇（2032）」

二―一、社説に関する情報

社説を引用するに先立って、ここでは、新聞名・日時・紙面、記事種類・字数、タイトル、記事内の時期、登場人物の生没年などの関連情報をあげておく。なお、社説の閲覧は、ヨミダス（旧ヨミダス歴史館）を利用した。

○読売新聞 昭和四十八（一九七三）年三月六日（火曜日）朝刊（15）ページ

○社説 二三四〇字程度

○「昭和史の天皇（2032）」「孤立する板垣陸相（55）」

「米内海相の『抵抗』」

○「十一月十一日の五相会議」など、社説内の時期は昭和十三（一九三八）年である。⁽²⁾

○「米内海相」は米内光政（明治十三年―昭和二十三年（一八八〇―一九四八））である。

この社説の全内容を踏まえて考察を行うので、中略などに因る論旨不明瞭の発生は避けたく思う。したがって、長くはなるが、次節二―二では、社説の冒頭「話を元に戻そう。」から末尾「…なること判明せり」までの全文を、全行二字下げの通常の引用書式を取らずに、引用することにした。また、以降の論述の便宜を考えて傍線を付しておくこととする。

二―二、社説の全文

話を元に戻そう。

大島大使からの抗議とも意見具申ともいえる十二月五日電（東京着電は六日午前）に対し、外務省では「本件

に関する方針は初めより防共に限定せられており、なんら変更せられてはいない。先に訓令したる案（注、十一月十一日の五相会議決定に基づいた『英仏のみにては協定の対象となるものに非ず』との外務電四六四号）にしても英、仏等に対し大なる睨みを利かせ、有効なる政治的効果を収めることができる」という趣旨の大島大使への回訓案を作成した。

そして有田外相がこの回訓案を十二月九日の五相会議に諮ったところ、協定は英仏をも対象としていとなると考えている陸軍から、話が違うとばかりに「修正意見」が出された。——ここまで問題の経過を追ってきたわけである。話の順としては、「修正意見」を出したからには、こんどは陸軍が外務案への対案を出さなければならない。

「海軍資料」によると、この日の五相会議の様子は「外務省においては、前記大島大使意見に対し、わが方国策に重大なる変更ありたるにあらずして、単に八月の会議（二十六日の五相会議のこと）で、この会議で前文を付けた日本案が決定、現地へ通電されている」の了解を再確認したるに過ぎざる旨を（ベルリン大使館へ）電報せんとし、陸海軍の了解を求む。陸軍にては右案中左記字句挿入を提案し」たのである。

どういう挿入かというところ（ダブルカッコの部分）

「……再確認したるものなり。『すなわち本協定がソに対する意味は、支援及び援助は、ソに対する場合に重点を置くことを示すものにして、ソ以外に対するものを除外するものにあらざ』。したがってなんら……」

あくまでも協定の対象に英仏を含ませておきたいという考えを主張し、固執する。

さらに「海軍資料」によると、翌十二月十日、この「陸軍修正案」について、外務省と陸軍が海軍側に意見を求めて来た。海軍側の主務者である軍務一課員の神重徳中佐と軍令部一部員の横井忠雄大佐はこれに同意したが、米内海相に見せたところ

「……ソ以外に対するものを『全然』除外するものにあらず」

と「全然」の二字を加筆・修正した。

「〔陸軍の修正に〕海軍は省部主務者全然同意見にして、上司の決裁を仰ぎたるところ、『全然』の一句挿入の修正ありしのみにて同意あり。陸軍も右修正に同意す」

ところで、この「全然」という言葉だが、最近では「全然美しい」というように肯定の意味を強める場合に使用されがちだが、国語辞典を見ればわかるが、本来は「全然

美しくない」というふうに否定を強めるものなのである。したがって米内海相の修正の本意は「全然」を加えることによって全体の文意を弱めることにあつたと解される。

もともと海相は一貫して「英仏のみでは対象にならない」論者である。このことは、ずっと前、八月二十六日、東京・赤坂の星岡茶寮で行なわれた板垣陸省とのサシの会議のさい、「協定強化は従来通りソ連を相手とするにとどむべく、英国までも相手とする考えならば、自分は職を賭してもこれを阻止すべし」と強く言い切り、以後の五相会議などでもこの本心を崩したことがなかった。そういう米内海相がどうして「英仏をも含む」ことを裏返しに言った「陸軍修正案」に「全然」の二字を加えただけで同意を与えたのだろう。

やはりさきの三谷隆信氏の話にあつたように、海軍全体の統制を守るため、さらには海軍としてどうしても必要な海軍予算を獲得するためには、陸軍との妥協も必要だと判断したためだろう。だから、文意を弱める意味の「全然」の二字には海相の複雑きわまりない「心」がこめられていたし、それが陸軍に対する精一杯の抵抗だったのではないだろうか。

寡黙な米内海相は、神中佐らが差し出した「陸軍修正

案」を黙って読み下し、さらりと「全然」の二字を加えて戻したと、そのときの状況が想像されるが、やはりこのことが間もなく問題になってくる。

「海軍資料」から。

「なお本件に関し、十二月十二日、外務省（井上欧亜局長室）に陸軍省、参謀本部主務者と共に海軍省、軍令部主務者集まり、欧亜局長以下と本件処理に関し右（大島大使への）回電案（つまり陸軍、海相が修正した外務案）可決すると共に『第三国』に関する解釈及び今後協定問題処理方針等につき隔意なく意見を交換せり」

文章のアヤとして、この会合は「隔意なく意見を交換」したことになるが、「英仏を対象とするかしないか」で根本的に意見を異にする外務と陸海軍事務当局者がヒザを突き合わせたものだけに、かなり激しい言葉のやりとりがあつたのではなからうか。記録は語っていないが、このとき、陸軍側から出されたのか、外務側から発せられたのかまったく不明ではあるけれども、次のような質問があつたのは確かである。

「海軍事務当局の考えが、英仏をも対象に加えていることははっきりしている。だが肝心の米内海相のお考えはどうも事務当局とは違っているように思える。もしそ

うだすると今後協定問題を進めていくうえに重大な支障を来たことになるので、この点を明確にしていたいただきたい」

『海軍資料』は語る。

「そのさい、改めて海相の^ゝはつきり^ゞせる意見を^マた^マくことになり」

「十二月十三日、（井上）事務局長、主務局員、大臣室に至り、大臣より直接意見を聞く」

「（事務当局より）起案提出せる結果（注、どんな起案か不明だが、おそらく英仏をも対象に含んだ海軍の協定案と思われる）、第一、第二条共に英仏は（協定の）範囲外なること明瞭となる（つまり米内大臣はそう答えた）。

すなわち過去四か月にわたりて参謀本部、軍令部、陸軍省及び海軍省軍務局長以下のすべてが考えおりたる解^釈は、八月二十六日五相会議決定の第三国に関する解^釈とは全然相違せるものなること判明せり」

三、問題のありか

前節で引用した社説「昭和史の天皇（2032）」の主旨は、

次の二点であると目される。

○〈主旨1〉合意していたはずの「英仏をも含む」という「陸軍修正案」が否決され、最終的に「英仏は（協定の）範囲外」となったという不可解な事件のあったことを伝える。

○〈主旨2〉主旨1の不可解な事件の原因を「全然」の用法から解説する。

しかし、このうちの〈主旨2〉は、成功しているとは言いがたい。

社説執筆者は、不可解な事件の原因を米内海相の「全然」にあると見て説明を試みているが、戦前の「全然＋肯定」用法を看過しているのだから、「全然」の挿入された「ソ以外に対するものを『全然』除外するものにあらず」が二義となっている点に気づいていない。その理解で筆を進めているので、結果、「したがって米内海相の修正の本意は『全然』を加えることによって全体の文意を弱めることにあったと解される。」という理解に苦しむ一文を記して解説を迷走させてしまっている。殊に「文意を弱める」という言説は、「全然」に関しては聞いたことがないので、その真意が測りかねる。

社説執筆者の意図を察するに、「英仏をも含む」とい

う文意が最終的に反転したという事実と「全然」の挿入という事実を、仕組みがよく分からないままに結びつけたために、「全然」が「全体の文意を弱め」たという強引な解釈をしてしまったのかもしれない。が、的外れである。

米内海相の修正の本意は、「全然」を加えることによって、「陸軍修正案」を二義にすることにあつたと解される。したがって、その二義を確認することが〈米内海相の「全然」の問題のありかと言えよう。章を改める。

四、「全然除外するものにあらざ」における二義

米内海相の「ソ以外に対するものを『全然』除外するものにあらざ」の二義を確認するに際し、「ソ以外に対するもの」を同義の「英仏」と置き換え、「全然」の二重かぎ括弧をはずして傍線を付して、次の⑤としておく。

⑤ 英仏を全然除外するものにあらざ。

さて、この⑤は、「全然」の係り先をどこにするかによって、次のa、bのような二つの解釈が可能である。

⑤ a 英仏を「全然除外する」ものにあらざ。

Ⅱ「すっかり」除外する」ものではないが、概ね除外する。

Ⅱ「英仏は除外」すなわち「英仏は（協定の）範囲外」。

Ⅱ 米内海相の本意。

b 英仏を全然（除外するものにあらざ）

Ⅱ「すっかり」（除外するものではない）

Ⅱ「英仏は除外しない」すなわち「英仏をも含む」

Ⅱ 陸軍修正案の主張

a は、冒頭①～④の用例同様、戦前に行われていた肯定呼応の「全然」であり、いっぽうbは、戦前においても戦後においても行われていた、一般になじみの深い否定呼応の「全然」である。

生没年が明治十三年～昭和二十三年である米内海相にとっては、aもbも自然な用法であつたはずであるから、したがって、最終的な結論が「a 英仏は（協定の）範囲外」となっても、それは理の当然であつたに違いないのである。

「全然」の用例のこうした二義性は、先行研究の鈴木（一九九三）でも言及されている。同論考では、「³⁰美佐子さんなんぞも全然母婦型とはいいいにくいな」（谷崎潤

一郎『蓼喰う虫』昭和三年）の用例をあげて次のように述べている（③⑩は同論文の例文番号のママ）。

すなわち、③⑩は

a 「全然母婦型」とはいいにくな

b 全然「母婦型とはいいいにく」な

の二つの解釈が可能である。aは「全然母婦型である」とは「いいにくい」と分析するもので、伝統的な肯定表現となる。bは、「母婦型とはいいいにくい」という否定的な表現に「全然」が係っていると見るのである。（鈴木（一九九三）（五）四四四～四四五ページ）

この『蓼喰う虫』の例文とまったく同じことが、（米内海相の「全然」にも起こっていたわけである。

五、穩当を欠く解説

既述のように、社説「昭和史の天皇（2023）」の解説は、「全然」の語法についての誤解に始まって、いわゆるボタンの掛け違いのままに筆を進めているため、結果的に

穩当を欠くものとなってしまっている。

たとえば、米内海相が、「陸軍修正案」に「全然」の二字を加えただけで同意を与えた」は、「陸軍修正案」にあえて「全然」の二字を加えて同意を留保した」とでもすべきであろう。

また、「全然」の二字には海相の複雑きわまりない「心」がこめられていたし、それが陸軍に対する精一杯の抵抗だった」は、やや脚色が過ぎるかもしれないが、「全然の二字には海相の複雑きわまりない『知略』がこめられていたし、それが陸軍に対するきわめて有効な抵抗だった」とでもすべきところなのではないだろうか。

真意や真相とのずれが少なからずありそうな社説だけに、SNSが盛んな今日ならば、いわゆる「炎上」やハラスメントなどの言葉も見え隠れしそうだが、寡黙な米内海相とのことゆえ、黙って読み下し、さりとて不問に付したと見ることが妥当かもしれない。

六、社説から察せられる規範意識

最後に、「一、はじめに」に記した「戦前の用例は、戦後、果たして適切に解釈されていたのだろうか」という拙稿

の疑問に戻りたい。

この疑問への回答は、もちろん「適切に解釈されていない」である。というよりも、戦前の「全然＋肯定」の用例は、戦後はおろか、戦前（少なくとも昭和十三年）においても、適切に解釈されているとは言いがたく、さらに言えば、解釈どころか、その存在さえも忘れられつつあったと言えそうな様相が見えてきた。

戦前においてさえその様相であったのだから、戦後から三十年近くが過ぎている昭和四十八年の社説に「全然」に関する誤解があったとしても、それはもはや致し方ないことなのかもしれない。あるいは、もう一歩積極的に、昭和十年代以降の日本においては、①④のような戦前の「全然＋肯定」用法は、意識上は忘れられ、看過されることが通例であったと見るべきなのかもしれない。事実、米内海相以外の国策に従事する人々は皆、⑤をり、すなわち、否定呼応の「全然」としか解釈できなかったわけで、この状況は重視されてもよいと思われるのである。

そして、そのような状況を念頭において、いま、社説に記された時期である昭和十三年から社説発行時の昭和四十八年（言わば昭和中期）における、「全然」の用法

に関する規範意識をまとめてみると、それは次のようになるだろう。

昭和十三年～昭和四十八年においては、戦前の「全然＋肯定」用法は、用例自体は残存しつつも、人々の意識からはほぼ忘れられていた。したがって、使用意識の上では、「全然」は否定呼応が常体で、その用法には規範意識がすでに宿っていた。

先行研究では、否定呼応の「全然」が規範的であると考えられるようになった時期について、これまで慎重であった。たとえば、鈴木（一九九三）では、その時期について次のように述べている。

先に見た、小説における用例でも、大正期に「全然……ない」が一般化していることが知られる。

「全然……ない」が規範的な言い方で、「全然……だ」は規範的でないという考え方が、いつごろ確立したのかも明らかでない。（鈴木（一九九三）（六）四四七ページ）

用例の数からすればすでに昭和戦前には「全然……ない」が優勢であると認められつつも、さりとて規範意識

は果たしてどうなのかというこうした慎重な姿勢は、先行研究ではこれまで通例であった。

しかし、今回確認された、海軍資料に「海軍は省部主務者全然同意見にして、上司の決裁を仰ぎたるところ、『全然』の一句挿入の修正ありしのみにて同意あり。陸軍も右修正に同意す」とあり、その挿入された「全然」が否定呼応であることを前提としているという、この状況を正視してみるならば、昭和十年代のその時期に、否定呼応の「全然」を規範的な言い方とする意識がすでに存在していたと見ることは、きわめて自然なことと考えられるのである。

七、おわりに

今回の社説によって、戦前の「全然＋肯定」用法の消失の度合いを再確認することができた。海軍資料で「海軍は省部主務者全然同意見にして」と類例を使用しているにもかかわらず、ほとんどの要人がその用法を看過しているのである。これほどまでに極端な忘失が、いったいどうして起きたのか、それは考えるに値する問題だと思われる。たとえば、人々の間に、書き言葉として使う

もの、文人が使うもの、といった位相語という意識が生じていたのではないだろうかという観点からの考察も必要なのかもしれない。この点は、今後の課題としたい。

なお、こうした忘失の状態の改善については、『日本国語大辞典 初版』（小学館、一九七二年～一九七六年）の刊行の影響が大きいと思われる。それを機に用例の確認がきわめて容易になった。さらに言えば、その後、縮刷版全十巻が刊行され、学生や一般の人の手にも届きやすくなったことが、その改善をさらに進めたのではないかとも思われる。学恩には感謝をしたい。

【注】

(1) 用例①②は『日本国語大辞典 第二版』（小学館）

掲載例を同辞典より引用した。また、用例③④は小堀杏奴『晩年の父』（一九三六年、岩波書店、③一七二ページ、④二二三ページ）を筆者が調査して見出した。引用に際しては、旧漢字は新漢字に改め、傍線は引用者が付け、「ゼンゼン」という読みの表記は割愛した。以下同様。なお、「全然」の「残るところなく」「すべてにわたって」「こ

とごとく」「すっかり」「全部」という語釈は、『日本国語大辞典 第二版』に記載のものである。また、「全然」の意義を「十全」とみる点については、鈴木（一九九三）、鈴木（一九九六）を参照している。

- (2) 「昭和十三年」という時期を確認するに当たり、外務省のホームページ『日本外交文書第二次欧州大戦と日本第一冊』（日独伊三国同盟・日ソ中立条約）を参照した。[<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/bunsho/h23.html>]

【参考文献】

- 梅林博人（二〇〇〇）「流行語批判とその背景——「全然」の場合について——」『相模国文』二七号 相模女子大学国文研究会
- 梅林博人（二〇一二）「「全然」再考——迷信、アプレ、前提の否定など——」『相模国文』三九号 相模女子大学国文研究会
- 鈴木英夫（一九九三）「新漢語の受け入れについて——「全然」を例として——」松村明先生喜寿記念会編『国語研究』明治書院

鈴木英夫（一九九六）「「全く」の用法の推移と副詞としての特性について」『山口明穂教授還暦記念 国語学論集』明治書院

新野直哉（二〇一一）『現代日本語における進行中の変化の研究——「誤用」「気づかない変化」を中心に——』ひつじ書房

松井栄一（一九七七）「近代口語文における程度副詞の消長——程度の甚だしさを表わす場合——」『松村明教授還暦記念 国語学と国語史』明治書院

宮内和夫（一九六一）「「全然」の改新——「とても」にふれて——」『実践国語教育』二四七号（三月号）穂波出版

若田部明（一九九一）「「全然」の語誌的研究——明治から現代まで——」『解釈』三七卷一一号（二一月号）教育出版センター

若田部明（一九九三）「「全然」の語誌的研究Ⅱ」『多々良鎮男先生傘寿記念論文集』多々良鎮男先生傘寿記念論文集刊行会編刊

（本学教授）